

平成15事業年度（第1期事業年度）

〔 自 平成15年10月1日  
至 平成16年3月31日 〕

事 業 報 告 書

独立行政法人海上災害防止センター

# 目 次

## ．センターの現況

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1．沿革、設置に係る根拠法、主務大臣その他センターの概要 | 1 |
| 2．事務所                        | 1 |
| 3．資本金の額                      | 1 |
| 4．事業内容                       | 2 |
| 5．役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴         | 3 |
| 6．職員の定数                      | 3 |
| 7．組織図                        | 3 |

## ．事業実績

|                  |   |
|------------------|---|
| 1．防災措置実施事業       | 4 |
| 2．機材事業           | 4 |
| 3．防災訓練事業         | 5 |
| 4．調査研究事業         | 6 |
| 5．指導助言及び国際協力推進事業 | 6 |
| 6．附帯事業           | 7 |
| 7．長期借入金          | 7 |

## ・センターの現況（平成16年3月31日現在）

### 1. 沿革、設置に係る根拠法、主務大臣その他センターの概要

#### （センター設立の背景、目的）

昭和49年末相次いで発生した東京湾におけるタンカーの衝突・火災事故及び水島港の重油流出事故による広範かつ重大な被害に鑑み、海上防災対策の強化が強く要望されるに至り、これを受けて昭和51年に海洋汚染防止法の一部を改正する法律によりセンターが設立されることとなった。

センターは、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

#### （沿革）

|       |     |    |   |
|-------|-----|----|---|
| 昭和51年 | 6月  | 1日 | 「海洋汚染防止法」を全面改正し、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」公布 |
| 昭和51年 | 9月  | 1日 | 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」施行                 |
| 昭和51年 | 10月 | 1日 | 認可法人海上災害防止センター設立                        |
| 平成15年 | 10月 | 1日 | 独立行政法人海上災害防止センター設立                      |

#### （設置に係る根拠法）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月15日法律第136号）

#### （主務大臣）

国土交通大臣

### 2. 事務所

|       |   |
|-------|---|
| 本部    | 東京都中央区明石町1-29 掖済会ビル7F<br>TEL 03(5565)6863       |
| 防災訓練所 | 神奈川県横須賀市新港町13<br>TEL 0468(26)3660               |
| 函館支所  | 北海道函館市海岸町22-5 共栄ビル3F<br>TEL 0138(41)7794        |
| 佐世保支所 | 長崎県佐世保市小島町502-7 吉本組ビル3F<br>TEL 0956(24)4064     |
| 鹿児島支所 | 鹿児島県鹿児島市南栄5-10-8 池畑コーラルビル2F<br>TEL 099(260)4964 |

なお、平成16年4月1日に函館支所を廃止し、平成16年4月21日に本部を神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル8Fに移しております。

### 3. 資本金の額

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 政府出資金 | 327,000,000円        |
| 民間出資金 | 158,964,726円        |
| 合計    | <u>485,964,726円</u> |

### 4. 事業内容

#### 海上防災措置実施事業

- ・海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施業務
- ・船舶所有者その他の者の委託による排出油等防除措置、消防措置の実施業務

#### 機材事業

- ・海上防災措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、船舶所有者その他の者の利用に供する業務

#### 海上防災訓練事業

- ・船員等に対する防災訓練の実施業務

#### 調査研究事業

- ・海上防災措置に関する調査研究業務

#### 情報収集提供事業

- 海上防災措置に関する情報を収集、整理及び提供する業務

#### 指導助言事業

- ・海上防災措置に関する指導及び助言業務

#### 国際協力推進事業

- ・海上防災措置に関する国際協力の推進に資する業務

#### 附帯事業

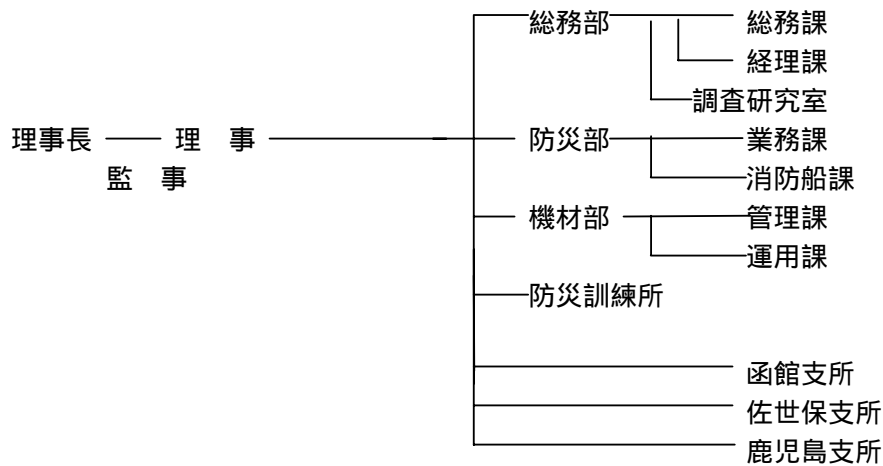
- ・国家石油備蓄に係る防災受託業務

5. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴  
 定数 理事長1人、理事2人以内、監事2人

| 役 職     | 氏 名   | 任 期                 | 前 職             |
|---------|-------|---------------------|-----------------|
| 理 事 長   | 武井 立一 | H15.10.1 ~ H19.9.30 | (社)日本水難救済会理事長   |
| 理 事     | 栗原 敏尚 | H15.10.1 ~ H17.9.1  | (社)日本物流団体連合会理事長 |
| 理 事     | 山下 秀明 | H15.10.1 ~ H16.9.19 | (社)日本船主協会常務理事   |
| 監 事     | 竹内 清徳 | H15.10.1 ~ H17.9.30 | 核燃料サイクル開発機構特任参事 |
| 監事(非常勤) | 岡本 秀徳 | H15.10.1 ~ H17.9.30 | 乾汽船(株)常勤監査役     |

6. 職員の定数  
 30名

7. 組織図



・事業実績

独立行政法人海上災害防止センターは、平成15事業年度（平成15年10月1日より平成16年3月31日まで）の事業計画に基づき、以下のとおり事業を実施した。

1. 防災措置実施事業

(1) 排出油等防除措置

イ. 排出油等の防除

排出油等の防除措置は、実績がなかった。

ロ. 排出油等防除訓練

契約防災措置実施者等の排出油等防除作業の練度の向上を図るため、巡回研修等を次のとおり実施した。横須賀訓練所における海上防災訓練については、実績がなかった。

|           | 平成15事業年度 |
|-----------|----------|
| 排出油防除訓練   | 0回       |
| 巡回研修会     | 2地区      |
| 大型油回収装置訓練 | 0回       |

(2) 消防措置

消火及び延焼の防止のための措置は、実績がなかった。

2. 機材事業

(1) 証明書発行業務

証明書の発行件数は次のとおりであった。

|                        | 平成15事業年度       |
|------------------------|----------------|
| 基地資材備付証明書<br>(航海契約換算)  | 479件<br>(534件) |
| 油回収船等配備証明書<br>(航海契約換算) | 383件<br>(452件) |

- (2) 排出油防除資材運用訓練  
運用訓練は、次のとおり実施した。

|            | 平成15事業年度 |
|------------|----------|
| 資材搬出訓練     | 19箇所     |
| 油回収装置等作業訓練 | 6箇所      |

- (3) 排出油防除資材備付基地の運営  
国家石油備蓄基地における排出油防除資材について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から委託を受け維持管理業務を次のとおり実施した。

| 平成15事業年度 |
|----------|
| 7基地      |

- (4) 消防船による火災警戒業務  
東京湾において消防船2隻（おおたき及びきよたき）により船舶所有者から委託を受けて、タンカー等の航行中、停泊中及び荷役中の火災警戒業務を次のとおり実施した。

| 平成15事業年度 |
|----------|
| 976隻     |

### 3. 防災訓練事業

- (1) タンカーの乗組員等に対し、消防及び排出油の防除等海上防災措置に関する座学及び実習を内容とする教育訓練並びにSTCW条約に基づく船員法の規定により、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対し、消防実習を主体とした訓練を次のとおり実施した。

| 平成15事業年度 |
|----------|
| 618人     |

(2) 各種団体から委託を受け、消防及び排出油防除等に関する教育訓練を次のとおり実施した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 2団体      |

#### 4. 調査研究事業

次のとおり調査研究を実施した。

|      | 平成15事業年度 |
|------|----------|
| 補助事業 | 2件       |
| 自主事業 | 0件       |
| 受託事業 | 3件       |

#### 5. 指導助言及び国際協力推進事業

##### (1) 指導助言事業

次のとおり指導助言を実施した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 2件       |

##### (2) 国際協力推進事業

###### ODA事業

横須賀防災訓練所においてオイルルート沿岸関係国から次のとおり研修生を受け入れ、油防除等の海上防災訓練を実施した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 5ヶ国13人   |

また、センター職員を派遣し各国の海上防災体制、人材育成の現状及び油防

除資機材の整備、運用状況を以下のとおり調査した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 1ヶ国調査    |

## 6. 附帯事業

### (1) 防災訓練業務

国家石油備蓄会社から委託を受け、国家石油備蓄基地に係る防災艇による海上防災訓練を予定していたが、防災艇が廃止されたため実施できなかった。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 0件       |

### (2) 防災資機材の保守管理等業務

#### イ. 支所の業務

佐世保及び鹿児島支所において、国家石油備蓄基地周辺海域に係る広域防災体制のための防災資機材等の保守、管理及び運用業務を国家石油備蓄会社から委託を受け次のとおり実施した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 2地区      |

#### ロ. 訓練所の業務

訓練所において、防災資機材の保守及び保管を次のとおり実施した。

|          |
|----------|
| 平成15事業年度 |
| 1団体      |

## 7. 長期借入金（平成15事業年度末残高）

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| シップ・アンド・オーシャン財団 | 165,400,000円        |
| 日本政策投資銀行        | <u>105,000,000円</u> |
| 合計              | <u>270,400,000円</u> |